

感染症対応等に係る介護事業所への支援の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の第6波の感染拡大により、介護サービスを利用する高齢者への感染も拡大している。介護が必要な高齢患者向けの病床がひっ迫する中、介護サービスを利用する高齢者が陽性者または濃厚接触者になった場合の対応は、高齢者の命と健康にとって重要な課題である。

現在、介護サービスの従事者は、必要に応じてキャップ、ガウン、フェイスシールドといった防護具を着用するなどの感染症対策が求められており、陽性者や濃厚接触者以外の利用者に対しては、自らが感染源とならないために過度の緊張を強いられながら従事している。

さらに、PCR検査の結果陽性となった利用者に対して、入院するまでの間のサービス提供が必要となるなど、従事者はさまざまな状況の下での感染症対応が求められているが、介護報酬において感染症対応に係る加算などの措置は現在行われていない。

よって、国会及び政府においては、感染症対応等に係る介護事業所への支援の充実などを図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬において感染症対応に係る加算措置を講ずるとともに、サービス利用者や被保険者の負担増とならないようにすること。
- 2 通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用の補助については、陽性者の有無によらず、全ての介護事業所を支給対象とすること。
- 3 病床のひっ迫等により陽性者が施設内療養を行う場合の高齢者施設等への補助を増額するとともに、療養者数が一定数を超える場合の追加補助を、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の適用期間外でも対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣  
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員